

事務連絡
令和2年4月2日

各土木事務所長様

土木管理課長

新型コロナウイルス感染の拡大防止について（通知）

このことについて、県内において新型コロナウイルス感染が拡大している状況を踏まえ、土木建設関連事業者および県職員の感染を可能な限り抑制するため、工事の監督・検査等の業務について当面の措置として、下記のとおり対応されるよう所属職員への周知徹底をお願いします。

現在の状況を見ると何時誰が感染してもおかしくない状況にあり、県民の安全安心を守る重要な行政機関である土木事務所が新型コロナウイルス感染により、機能停止することは絶対に避けなければならないことを全職員が認識して感染予防に努めるようお願いします。

記

1. 共通事項

- 1) 原則、必要不可欠な対面での業務（打合せ等）は行わないこと
- 2) 来所者に対し検温と手洗い、マスク着用を義務付けし、体調に異変がある場合は来所を断るよう徹底するとともに、職員が打合せや用地交渉等で往訪する場合も同様の対策を行い、濃厚接触を避けること
- 3) 接見前後の消毒（代用品可）の徹底すること

2. 契約事務、経営事項審査

- 1) 受注者との対面による手続きは極力避け、郵送、投函（事務所にBOX設置）等により行い、問合せ等については電話、メール等を活用するなどで対応すること

3. 工事打合せ（現場打合せ含む）

- 1) 緊急を要するもの以外は原則、打合せ時期を延期するなどの対応をとること
- 2) 打合せが必要な場合は、受注者との対面による打合せは極力避け、電話、電子メール等により行うこと

4. 現場確認等

- 1) 現場での段階確認等は受発注者間で協議のうえ、可能な限りウェブを活用し現場での対面による確認を避けること（電子メールや写真等により行う）
- 2) やむを得ず現場で対面による確認を行う場合は、配置技術者をはじめ現場従事者との近距離での会話や発声を避ける（必ず相手との距離を2m以上あけ、マスクを着用）

5. 完成検査

- 1) 書類検査、現地検査については、受注者との対面が避けられないため、以下の対策を必ず行うこと
 - ①換気の悪い密室で行わない（別会議室で窓を開け換気を敢行）
 - ②最小限の人数で行う
 - ③近距離での会話や発声を避ける（必ず相手との距離を2m以上あけ、マスクを着用）
- 2) なお、工事成績評定対象外となる小規模かつ簡易な工事は対面での検査は避け、書類検査のみで対応すること。

（参考）土木管理課では、全課員の検温結果を毎日記録する等の対応をとることとしました。